

目次

H5-CR-★1-告訴状20200804.....	2
H5-CR-★2-証拠20200804.....	6
H5-CR-★3-1号証-反証書.....	8
H5-CR-★4-2号証-反証書.....	9
H5-CR-★5-3号証.....	13
H5-CR-★6-4号証.....	14
H5-CR-★7-5号証.....	29
H5-CR-★8-6号証.....	32

告訴状H 5 (名誉毀損)

令和2年8月4日

前橋地方検察庁 御中

告訴人

住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業

氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被告訴人

利根沼田農業協同組合(以下、被告農協と略称)の訴訟代理人弁護士の、高橋伸二、原田英明、福島翔也、に対し其々、名誉毀損罪(刑法230条)

第1 告訴の趣旨

被告訴人らの以下の所為は、掲げた罪状に該当すると考えるので、厳罰に処することを求め、告訴いたします。

第2 罪名と告訴事実

本件取引拒絶の不当性は、別件価格操作(差別対価)の隠蔽の蓋然性を前提にしております。つまり、犯罪を隠蔽したうえに濡れ衣を着せたということであり、極めて凶悪です。

前提事実1-1 トミザワの取引拒絶(販売受託拒否) 1号証反証書

20190719 12:29、みなかみ集出荷所(群馬県利根郡みなかみ町月夜野425)において、被告農協トミザワが、私の堤訴開始と上司の命令によるとの旨を理由に、私が出荷したナス32袋の販売受託を拒否し、「それでは裁判を受ける権利の侵害に当るので、理由にならない」旨の私の抗議を無視したことは、私の出荷上の既得権の侵害であり、当り前の訴えを合理的根拠無く否定しており、甚だしい信義則違反であり、公序良俗違反です。

これは正当な理由が無いので、被告農協の、私への、取引拒絶(独禁法違反)です。

前提事実1-2 イシクラの取引拒絶(前項への抗議を無視) 2号証反証書

20190719 13:20、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158番地1)から被告農協(群馬県沼田市東原新町1940番地1)への通話において、被告農協リスク管理室イシクラが、私の堤訴開始を理由に、「また同じことになると困るから」との旨を繰り返し、「それは私に帰責性は無いし、裁判を受ける権利の侵害に当るので、理由にならない。前例の有る取扱なのか?」の旨の私の抗議を無視して、正当な理由無く、前項のトミザワの販売受託拒否(取引拒絶)への抗議を無視したことは、私の出荷上の既得権の侵害であり、当り前の訴えを合理的根拠無く否定しており、甚だしい信義則違反であり、公序良俗違反です。

これは正当な理由が無いので、被告農協の、私への、取引拒絶(独禁法違反)です。

告訴状H 5 (名誉毀損)

前提事実2 取引拒絶(組合再加入拒否) 3号書証

私が、20190919 16:00頃、被告農協みなかみ支店金融店舗(群馬県利根郡みなかみ町月夜野437)において行った準組合員の加入申込を、被告農協の訴訟代理人の高橋伸二、原田英明、福島翔也らは、20191001 12:00頃、20190930付の「ご連絡」(3号証)を私宅に郵送し、これを拒絶しました。

前提事実3 福島翔也の定款の開示要請の無視 録音有

20191007 15:52、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158番地1)から高橋三兄弟法律事務所(群馬県高崎市八千代町二丁目1番1号)への通話において、被告訴訟代理人の福島翔也は、私が被告の定款の交付ないし開示を求めたのに、回答を約しながら、その後これを不當に無視しました。

前提事実4 被告農協脱退の際のトミザワの偽計

平成28年2月に、私が被告農協を脱退する前の、平成27年(西暦2015年)7月から10月頃、みなかみ集出荷所(群馬県利根郡みなかみ町月夜野425)での会話において、「(私)出荷に必要な株数は何株か?」、「(トミザワ)関係無い」、「(私)では、ゼロでもいいのか?」、「(トミザワ)構わない」と答えたことは、後で組合員資格を取引拒絶の口実にする為の偽計です。一般人ならこのように、当たり前に、脱退前に確認することは、蓋然性として明らかです。

前提事実5-1 取引拒絶(組合再加入拒否)の理由の狂気1 3号書証

20191001 12:00頃(事実経過⑬)、被告農協の訴訟代理人の高橋伸二、原田英明、福島翔也らは、前橋地裁H31ワ118慰謝料請求事件(差別対価)と前橋地裁R1ワ412慰謝料請求事件(取引拒絶)での私の訴えが「法的な責任を超えた不当な要求行為」(被告農協の定款(4号書証)の第19条1項6号)に当るとの、狂気と言える過度に不当な虚偽を表示した、20190930付の「ご連絡」(3号書証)を私宅に郵送して、告訴事実2の被告農協への再加入を拒否し、「我々はこのように、経済的にお前を殺すぞ」との、私の人格的生存への害意を表示しました。

告訴事実1 取引拒絶(販売受託拒否)の理由の狂気3 6号書証

5-3 被告農協の訴訟代理人の高橋伸二、原田英明、福島翔也らは、令和2年4月1日付で前橋地裁民事第2部に提出した、前橋地裁R1ワ412慰謝料請求事件の準備書面(3)において、2頁以下5回に亘り、前橋地裁H31ワ118慰謝料請求事件と前橋地裁R1ワ412慰謝料請求事件において原告が被告農協に対して「不当請求」を行った旨の虚偽を記載し、「我々はこのように、経済的にお前を殺すぞ」との、私の人格的生存への害意を表示し、包囲網の組織力を誇示して威力脅迫しました。

これらは、下記の通り、論理則違反の重複による誹謗中傷であり、自らの犯罪性を希薄化させる為の虚偽の事実の摘示と言え、合理的根拠が無く、公正な論評とは言えず、私の人格的価値について社会的評価を低下させる行為と言え、また、裁判期日の傍聴は不特定の者に公

告訴状H 5 (名誉毀損)

開かれていること(公開主義の原則に基く伝播可能性が有ること)や、請求すれば不特定の者が裁判記録の閲覧が可能であることや、判例として不特定多数の者が参照する可能性が高いことから、「公然と」とみなせるので、提出日現在での、公然たる事実の摘示による名誉毀損です。

(説明) 被告農協の論理の狂気 3号書証

被告農協は、当該訴訟における私の訴えが、定款第19条第1項第6号の「法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき」や、除名理由に当るとしています。

しかしながらこの論理は、以下の通り、何重もの論理則違反であり、また、農協の公知の独占体質に照らして、明らかに差別的取扱であること、などを総合すれば、その過度不当性により、通常は取り得ない論理であることから、既述に加え、「お前の訴えを握り潰して見せる」との組織力による公序良俗の偽装(威力脅迫)の意図の表示です。

★第一に、定款は行為の外形規定なので、一般的にそのような解釈はできないこと

定款は例えば、直接乗り込んで、暴力的に不当な要求をした場合などのことです。

①過度広範性(過度漠然性)により、無効な規定となることは明らかです。

そのような拡大解釈を許せば、独断専行や恐怖政治を招く惧れが有ります。

それに、訴えの当否を判断するのは裁判所の役割であり被告農協ではありません。

②必然的に裁判を受ける権利を否定する結果に繋がることも、誰でも自明です(論理則違反)

③そのような解釈を適用した前例は無いはずですから差別です(経験則違反)

★第二に、裁判は、法的な責任を超えない(不当な部分は棄却される)こと(論理則違反)

第三に、未確定(係属中)の裁判は、理由にできること(論理則違反)

第四に、組合員資格の有無に係らず出荷の既得権の侵害であること

通常は組合員資格の有無を確認していない実態であることは、当該訴訟の令和2年4月14日期日に被告農協自身も認めており、また、全出荷者の平均加入率からも推定できます。

更には、脱退後の私の出荷実績は、平成28年(西暦2016年)は、延べ68回で¥942,378、平成29年(西暦2017年)は延べ66回で¥562,635でした。

これなら、トミザワの回答通り、組合員資格とは関係無いのだと、信じて当然だと思います。

なお既得権の法源は、既成事実(既存秩序)の尊重ないし取引の安定だと思います。

第五に、トミザワの偽計が組合員資格喪失の主因であること(信義則違反、前堤事実4)

一般人なら当たり前に、脱退前に確認するだろうことは、蓋然性として明らかです。

★第六に、不当な要求だとする根拠を示そうとしないこと(論理則違反、信義則違反)

このように根拠無く言い張るのが包囲網の常であり、反論のしようが有りません。

告訴事実2 取引拒絶(販売受託拒否)の理由の狂気4 7号書証

5-4 被告農協の訴訟代理人の高橋伸二、原田英明、福島翔也らは、令和2年4月14日 14:00からの前橋地裁 R1 ワ 412 慶謝料請求事件の期日において、当該訴訟における私の不当な要求行為が取引拒絶の理由であり、私に組合員資格が無いことは取引拒絶の理由から取り下げる旨の答弁をし、「我々はこのように、経済的にお前を殺すぞ」との、私の人格的生存への害意を表示し、包囲網の組織力を誇示して威力脅迫しました。

告訴状H 5 (名誉毀損)

これは、告訴事実 1 の被告農協の論理の狂気に既述の通り、論理則違反の重複による誹謗中傷であり、自らの犯罪性を希薄化させる為の虚偽の事実の摘示と言え、合理的根拠が無く、公正な論評とは言えず、私の人格的価値について社会的評価を低下させる行為と言え、また、裁判期日の傍聴は不特定の者に公開されていること(公開主義の原則に基く伝播可能性があること)や、請求すれば不特定の者が裁判記録の閲覧が可能であることや、判例として不特定多数の者が参照する可能性が高いことから、「公然と」とみなせるので、上記期日現在での、公然たる事実の摘示による名誉毀損です。

(説明) 取引拒絶の不当性

本件取引拒絶の不当性は、別件価格操作(差別対価)の隠蔽の蓋然性を前提にしております。そもそも被告農協には、販売委託者である私に対する販売受託者責任としての、精算価格の正当性に対する説明責任が有り、それは私が被告農協の組合員でなくとも免責されません。シティ青果は、売れ行き不振現象が私個人への不買運動であることを承知のうえで、当地では私しかグリーンツカの生産者が居ないことに目をつけ、品種の色のせいにして、逆に、被害者である私の分を築地から締出すという、狂気の二重倒錯(居直り)を行いました。被告農協は、当り前の別件価格操作(差別対価)を感知せず、逆に、その被害者である私が不当な要求を行ったとする、無理な、狂気の二重倒錯(居直り、被害者虐待)を行いました。このようにいずれも、自らの予見可能性違反を認めないばかりか、有らぬ口実を付けて更に虐待するという類型を重ねており、凄まじいまでの狂気の害意と言えます。

高橋伸二、原田英明、福島翔也、に対し其々、名誉毀損罪 (刑法 230 条)

(①公然と②事実を摘示し、③人の名誉を毀損(きそん)した者は、その④事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。)

告訴事実 1 と 2 により、被告訴人らは、「前橋地裁 H31 ワ 118 慰謝料請求事件と前橋地裁 R1 ワ 412 慰謝料請求事件の両方において、原告が被告農協に対して、法的な責任を超えた、不当な要求行為を行った」旨の事実を公然と摘示して、私の名誉を毀損したので、名誉毀損罪です。

なお、告訴状H 4 の脅迫罪、偽計業務妨害罪、信用毀損罪、とは觀念的競合と考えます。

第3 損害

精神的被害(法益侵害)については、理不尽な取引拒絶が繰り返すれば、生活難による餓死は必至ですから、大変な恐怖と絶望であり、差別対価の被害者への狂気の虐待です。

加害と損害の因果関係 因果関係は明らかなので省略します。

第4 挙証方法 証拠説明書に記載の 1 から 6 の全号証

第5 附属書類 証拠説明書と 1 から 6 の各書証と被害届 2018 と恣意性一覧表

以上

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
1号書証 (反証書) (H II -1)	20190719 12:29 被告農協トミザワとの会話録音	プリント原本 20190719 私が作成	立証すべきは、 <u>トミザワみなかみ集出荷所長が、販売の受託を拒否(取引拒絶)したこと</u> です。 <u>私の抗議を一切無視して、「上司の命令」との旨を繰り返しています。</u> みなかみ集出荷所(群馬県利根郡みなかみ町月夜野425)にて。
2号書証 (反証書) (H II -2)	20190719 13:20 私宅から被告農協イシクラへの通話 録音	プリント原本 20190719 私が作成	立証すべきは、 <u>リスク管理室・イシクラが、トミザワの引受拒否(取引拒絶)への抗議を無視したこと</u> です。 <u>私に帰責性は無い旨の抗議を無視して、「また同じことになると困るから」との旨を繰り返しています。</u> 20190514 11:47の通話で、自ら訴訟に誘導した点にもご注目下さい。 取引拒絶する為の準備工作と思われます。 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158番地1)から利根沼田農業協同組合(群馬県沼田市東原新町1940番地1)
3号書証 (H II -6)	20190930付の被告農協からの「ご連絡」	コピー 20190930 被告農協が作成	立証すべきは、 <u>私の被告農協への再加入の申込を、不当に拒絶したこと</u> です。 <u>私が訴訟を提起したことが、被告農協の定款第19条第1項第6号「法的な責任を超えた、不当な要求行為をしたとき」という除名理由に当るとしており、また、再加入を許せば、業務に多大な支障を来たすことが予想されるとしております。</u> しかし、①定款は、 <u>行為の外形規定</u> であり、 <u>そのような解釈の余地は無いこと</u> 、それは裁判を受ける権利を否定する結果となることからも明らかであること、②裁判は、 <u>法的な責任を超えないこと</u> 、③私への差別であること、④未確定事項は、 <u>当たり前に、正当な理由にはなり得ないこと</u> 、などから、 <u>幾重にも論理則違反</u> です。
4号書証	被告農協の定款 (全15頁)	コピー 20191112 被告農協が作成	立証すべきは、 <u>被告農協の定款の内容</u> です。 前橋地裁R1ワ412慰謝料請求事件 令和元年11月12日付の準備書面 (1)とともに提出した乙1号証です。 しかし、これをFAXで済ませるというのは、証拠隠滅の意図を感じます。
5号書証	被告農協の令和元年12月17日付の準備書面 (2)	コピー 20191217 被告農協が	立証すべきは、 <u>被告農協の令和元年12月17日付の準備書面 (2)3頁の虚偽記載</u> です。 前橋地裁R1ワ412慰謝料請求事件 <u>「原告の主張のいずれについても、何ら理由のない不当なものであり、「原告が被告農協に対して法的な責任を超えた不当な要求行為をした」(乙1第19条1項6号)」との虚偽記載が有ります。</u>

		作成	
6号書証	被告農協の令和2年4月1日付の準備書面 (3)	コピー 20200401 農協が作成	立証すべきは、 <u>被告農協の令和2年4月1日付の準備書面(3)の虚偽記載です。</u> 前橋地裁R1ワ412慰謝料請求事件2頁以下5回に亘り、「 <u>原告が被告農協に対して不当請求を行った</u> 」旨の虚偽記載が有ります。
7号書証	令和2年4月14日 14:00期日の調書	コピー 20200414 前橋地裁が 作成	立証すべきは、前橋地裁R1ワ412慰謝料請求事件の <u>令和2年4月14日での被告農協の答弁内容</u> です。 あくまでも、当該訴訟における原告の不当な要求行為が取引拒絶の理由であり、原告に組合員資格が無いことは理由から取り下げる(<u>撤回する</u>)旨の答弁をしました。

20190805 原告 今井豊

20190719 12:29 利根沼田農業協同組合みなかみ集荷所(群馬県利根郡みなかみ町月夜野 425)でのトミザワ所長らとの会話録音の反訳書

(トミザワ) すいません、上のほうに相談致しましたら、訴訟中なんで、う、受けるなということで。他のことは何もしゃべるなど。ただ、訴訟中なんで、受けるなということです。

(私) それ、全く道理が通ってませんが?

(トミザワ) だから、他はもう、そ、訴訟中なんで、

(私) じゃ、上の人の名前を言って下さい、名前を言って下さい、そこまで言うんだつたら。

(トミザワ) スズキシンイチ課長です、

(私) どこの課長ですか?

(トミザワ) 販売部の販売課の課長です、あの、昭和村のあの、総合センターに居ますんで、はい、そちらのほうへもしあれだったら言って下さい。俺はそうに言われて、訴訟中なんで、

(私) 訴訟中は全然関係無いでしょ? 誰にでも裁判を受ける権利有りますよね?

(トミザワ) や、だけど、

(私) 関係無いでしょ? 裁判を受ける権利を否定するつもりですか? 私の。

(トミザワ) 上、上い、あの、上司が居ますんで、上司のほうに、

(私) いや、このまま私が帰ったほうが問題が大きくなりますけど、いいんですね?

(トミザワ) はい、あの、しょうがないすよね、

(私) いいんですね? はい、わかりました、

以上

20190805 原告 今井豊

20190719 13:20 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158 番地1)から利根沼田農業協同組合(群馬県沼田市東原新町 1940 番地1)リスク管理室イシクラへの通話録音の反訳書

(交換手) はい、電話代りました、

(私) もしもし? あ、あのう、リスク管理室でしょうか?

(交換手) はい、そうです、

(私) ええと、すいません、今あの、出荷しに行ったら、あの、出荷拒否されたんですけど?
訴訟をしている人は受けられないと、

(交換手) はい、

(私) 私はイマイユタカと申しますけども、それを、

(交換手) ちょっと待って下さい、

(イシクラ) お電話代りました、イシクラです、

(私) ああ、どうも、お世話になります、

(イシクラ) はい、お世話になります、

(私) 以前、お話したイマイユタカなんんですけども、

(イシクラ) あ、はい、

(私) ええと、今あの、出荷に行ったところ、しゅ、引受を拒否されちゃったんですけど?

(イシクラ) あ、はい、

(私) あの、訴訟をしているから、受けられないと、

(イシクラ) はい、

(私) それ、理由なんですか?

(イシクラ) なると思いませんけど?

(私) なんないでしょうね? あの、訴訟をしているとどうして引受られないんですか?

(イシクラ) あのう、今回訴訟がズッキーニの件で争ってるわけじゃないですか? で、今回ナスってゆうことで、たぶん、出荷のほう来ていただいたんだかもしんないんですけど、その、同じ取引中でのことだと思うんですね? あの、荷を受けて、それを市場に出荷して、その値段でゆうことで今争ってるわけなんで、それ、ズッキーニとナス、品物は違いますけど、あの、その一連の流れ、価格付ける流れってゆうのは、一緒の行為なんで、そこがまだはっきり決まって、決まってないってゆうか、そこで今争っている途中にも拘らず、また新たにナスの荷を受けるってゆうことは、ちょっと難しいってゆうことで、断らせて、断らさせてもらったんだと思うんですよ?

(私) いや、ちょっと難しいってゆうか、断る根拠なんないでしょ?

(イシクラ) あの、結局、今回このナスを受けたことによって、また、ズッキーニと同じことが起きる可能性もあるわけじゃないですか?

(私) 起きたってしょうがないでしょ? あの、犯罪、価格操作をされて、犯罪をされて、訴える権利は誰にでも有りますよね? それを理由に、ど、どうしてそれが理由となるの? 裁判を受ける権利を否定する気ですか?

(イシクラ) 逆に、イマイさん、そうゆうことをされたにも拘らず、またやられてもいいっ

てゆうことに出してるってゆうことですか？

(私) やられてもいいとかじゃなくて、過去の話とこれからの話は全然別でしょってゆうの？

(イシクラ) ただ、過去の話がまだはっきり、あの、

(私) はっきりしてなくても、断る理由なんないでしょ？

(イシクラ) それ、イマイさんの考え方で、うちの考えは、そこが決まらない限りは、ちょっと荷は受けられないってゆう考え方で居るんですよ、

(私) いやいや、だから、そうゆう考えがおかしいでしょ？ それはあの、前例の有る取扱ですか？ 今までそら、農協だってなん、何度か訴訟は起して、起きてますよね？ 全部そうやってあの、出荷を引受拒否してるんですか？

(イシクラ) いや、過去に訴訟が有ったかどうかとゆうのは、私のほうではわからないんで、

(私) いや、利根沼田だけじゃなくて、農協、全農協としては、いくらも受けてるでしょ？ 同じ取扱をしてます？

(イシクラ) そこはちょっとうちはわかりませんので、

(私) いや、それわかんなきや、そうゆう取扱できないでしょ？

(イシクラ) 当農協のほうの考え方としますと、今、訴訟してるんで、やはりあの、受けられないってゆう立場には変わりありませんので、

(私) いや、そうすると、これから大量に出荷する分、全部受けられないわけ？

(イシクラ) あ、そうですね、そのズッキーニのほうの裁判のほうがはっきりするまでは、

(私) それは当然あの、既得権益をあの、私の既得権を侵害しますよね？ 箱や袋、どうな、どうな、どうするんですか、引き取ってくれるんですか？

(イシクラ) いや、引き取りません、うちは。

(私) そうすると、詐欺ですよね？ まるで。なんで農協の箱なのに引き取れないの？

(イシクラ) あの、その買ったとかってゆうのは、騙してうちは販売したわけじゃないですね？

(私) いや、使えなきや、騙してると一緒ですよね？

(イシクラ) だ、うちは、あのう、荷は受けられないんで、

(私) なぜ受けられないんですか？ その極めてあの、異常なお答えをされてるから抗議しるんですけども？

(イシクラ) あの、すごく常識的な答えかなって、

(私) いや、凄く異常だと思うのは、例えば警察が、訴訟を起こされた、訴えられたからって言って、110番通報で対応しなきや、大問題ですよね？

(イシクラ) それとはまた、話が違うと思います、

(私) は、どこが違うんですか？ どうして農協ごときがそれを理由に断れるんですか？ 考えてみて下さい、

(イシクラ) うちとすれば、その訴訟の原因がまだはっきりしていないにもかかわらず、

(私) 訴訟の原因は、犯罪だつってるんです？ 犯罪は、正当に摘発されて処罰されるんが社会正義ですよね？ 誰にでも裁判を受ける権利は有りますよね？ それを否定するつも

りですか？

(イシクラ) いや、そこは否定しません、

(私) しないでしょ？ じゃあなんで、それが引受拒否の理由なんなるんですか？

(イシクラ) あの、うちのほう、じゃ、一切拒否はできないってゆうふうにお考えなんですか？

(私) 当り前でしょ？ 訴訟とこれとは話が別なんだから、理由なんなるわけないでしょ？ そう申し上げましたよ？ 私はトミザワ所長にも。それを聴く耳持たなかつたんです、このまま帰っちゃうと大問題になりますよ？と、念を押して、このまま帰らして貰いましたけど。

(イシクラ) はい、

(私) あの、それで通ると思ってます？ 本気で、正氣で？

(イシクラ) はい、

(私) ですから、私の既得権どうするんですか？ 私は出荷したいんですよ？ どうして妨害できるんですか？

(イシクラ) うちはだからその、荷物は扱えないってゆう拒否、

(私) どうして扱えないんですか？ どうして扱えないん？

(イシクラ) え？ 今言った通りのことです、

(私) 今言った通り？ だから、理屈んなってないって言ってるでしょう？

(イシクラ) (苦笑) そう言われても、あのう、こちらとしては

(私) 今まで通りでいいんですか？って、あの、そちらの処理するようにしか処理されないですよね？ 私が値段決められるわけじゃないでしょ？ 何、寝言言ってるんですか？ 今までだってそうでしょう？ 勝手に値段決めてたんでしょう？ 私とかあの、意思を無関係に。そうゆうものでしょう？

(イシクラ) それが不満で、今回訴えを起こしたわけじゃないんですか？

(私) 違うでしょ？ それが正当価格じゃないつつってるでしょ？ それが立証されてないのに、どうして断れるんですか？ 正当業務行為ならね、あの、農協と出荷者、生産者ですから、委託者と受託者ですよ、正当業務行為じゃないつつってますでしょ？ 犯罪の価格を訴えて、価格操作を訴えてるんですよ？ 犯罪を。それを否定する根拠が無いのに、どうして断れるんですか？ 正当行為、正当価格だったらね、そういうことは言えるかもしれませんよ？ 正当価格じゃないつつってるんですよ？ どうしてそれを理由に断れるんですか？

(イシクラ) あの、そ、そうゆう状況んなってまで、農協で、農協に出荷したいってゆう理由は何なんですかね？

(私) 他に無いからですよ、書いてあるでしょ？ 訴状に。大量出荷する途は他に無いからですよ、だから、貴方がたのやってるのは、それはあの、そうゆう意図は無くとも、生命に対する脅迫となるんですよ。道の駅で、何箱も捌けると思います？

(イシクラ) いや、それはわかんないですよ、私は。

(私) や、それはやってみて下さい、じゃ、それがわかんなくて、農協が務まりますか？ そもそも。出荷事業が務まりますか？ それが。1カ所20袋が限界なんですよ、そりゃあね、五つも、一日かけて五つも廻ればね、少しあは捌けますよ、だけど、何箱も出荷する場合は、

絶対、農協以外には捌きようが無いです、それは常識です。農協、農協に身を置く者として、知つといて下さい、それは。で、どうなさるんですか？

(イシクラ) 荷受は拒否します、

(私) 私はあの、ちゃんと理由は申し上げましたけども、拒否する理由にならないと思いませんけども？

(イシクラ) うちの理由はあの、そそう、訴訟中なんで、あの、荷のほうの取扱は控えさせていただきます、

(私) 訴訟中だとどうして、あの、拒否される、あの、引受拒否されるんですか？

(イシクラ) 同じことを招く惧れが有るからです、

(私) 同じことを招くのはそちらの勝手でしょう？ 私の責任じゃないでしょ？

(イシクラ) そうならない為に、うちは、あの、荷受を、あの、今回は、あの、お断りさせていただきます、

(私) いや、そうするつもりなんですか？ また、価格操作するつもりなんですか？

(イシクラ) いや、そんなつもりは一切無いです、

(私) 無いでしょう？ 無いんだったら何の問題も無いじゃないですか？ 私や、過去の話を訴訟にしてるだけで、今後のことなんか問題にしてませんよ？

(イシクラ) これが今後の話となる可能性も有るんで、そこはあの、今回は控えさせていただきたいってゆう考えです、

(私) だからそれが理由んならないでしょ？ つってるの、

(イシクラ) それがうちの理由なんで、イマイさんの理由にはなりま、ならないかも知れないんですけど、うちの考える理由とすれば、そうゆう理由になりますんで、あの、イマイさんからの荷に関しては、この訴訟がある、決着するまでは受付られません。

(私) イシクラさん、役職をおっしゃっていただけますか？ あの、できれば理事長さんと代りたいんですけど、お話にならないようなんで、

(イシクラ) 対応は同じなんで、変りませんので、電話も代ることはしません。

(私) いや、理由んなってませんけど？ 理由んなってませんけどね？

(イシクラ) うちの方針がそうゆう方針ですので、あの、訴訟が終るまでは、あの、荷の取扱については控えさせていただきます、

(私) 凄まじい不法行為が新たに出来てしまいましたね？ わかりました、お楽しみに。

(イシクラ) はい、

以上

令和元年9月30日

今井 豊 殿

(〒370-0861) 群馬県高崎市八千代町二丁目1番1号



高橋三兄弟法律事務所

TEL. 027-325-6603/FAX. 027-325-9936

利根沼田農業協同組合代理人

弁護士 高橋伸二

(担当) 弁護士 原田英明

(担当) 弁護士 福島翔也



ご連絡

前略 当職らは、利根沼田農業協同組合（以下「当組合」といいます。）の代理人として、貴殿の令和元年9月19日付当組合に対する組合加入申し込みに対し、以下のとおりご連絡いたします。

- 1 貴殿は、当組合に対し、前橋地方裁判所平成31年（ワ）第118号、令和元年（ワ）第412号の訴訟（以下「本件各訴訟」といいます。）を提起しており、現在も2件の訴訟事件は係属中です。
- 2 当組合としては、本件各訴訟における貴殿の主張は、何ら理由のない不当なものであり、「法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき」（当組合定款第19条第1項第6号）等の貴殿が組合員であれば除名事由に該当するものと判断しています。
貴殿がこのような行為を繰り返すことにより、当組合と貴殿との間の信頼関係はすでに破壊されており、今後貴殿が当組合に加入した場合には、当組合の業務に多大な支障を来すおそれが十分に予想されます。
- 3 したがって、当組合が貴殿の当組合加入申し込みを拒否することについては、「正当な理由」（農業協同組合法第19条）があるものと判断いたしますので、貴殿の当組合への加入は拒絶させていただきます。
- 4 貴殿が令和元年9月19日に加入申込書と同時に当組合窓口に持参された出資金1万円については、加入申込書記載の貴殿名義の口座に振り込む方法により返金させていただきます。
- 5 今後、本件各訴訟及び今回の加入拒絶に対する件についてのご連絡は、当職らが一切を受任しておりますので、当組合への電話・訪問等一切の接触をお控えいただき、当職ら宛て（担当：原田、福島）にいただきますようお願いいたします。

草々

利根沼田農業協同組合定款

平成 3年	1月	15日	制定
平成 4年	3月	1日	施行
平成 4年	1月	18日	改正
平成 5年	4月	21日	改正
平成 6年	4月	21日	改正
平成 7年	4月	21日	改正
平成 8年	4月	24日	改正
平成 10年	4月	23日	改正
平成 11年	4月	21日	改正
平成 12年	5月	18日	改正
平成 13年	5月	22日	改正
平成 14年	5月	30日	改正
平成 14年	1月	18日	改正
平成 16年	5月	26日	改正
平成 17年	5月	24日	改正
平成 18年	5月	27日	改正
平成 19年	5月	26日	改正
平成 20年	5月	24日	改正
平成 21年	5月	23日	改正
平成 21年	10月	15日	改正
平成 22年	5月	22日	改正
平成 25年	5月	26日	改正
平成 26年	5月	24日	改正
平成 27年	5月	28日	改正
平成 28年	5月	28日	改正
平成 29年	5月	27日	改正
平成 30年	5月	26日	改正
令和 元年	5月	25日	改正

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
 第2章 事業（第7条—第11条）
 第3章 組合員（第12条—第21条）
 第4章 出資及び経費分担（第22条—第26条）
 第5章 役職員（第27条—第36条）
 第5章の2 会計監査人（第36条の2—第36条の7）
 第6章 総会（第37条—第49条）
 第6章の2 総代会（第49条の2—第49条の4）
 第7章 理事会（第50条—第54条）
 第8章 会計（第55条—第65条）
 第9章 雜則（第66条—第67条）

附 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この組合は、地域の農業生産の振興を旨として、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行い、もってその経済状態を改善し、かつ、社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、利根沼田農業協同組合という。

(地区)

第3条 この組合の区域は、群馬県沼田市、群馬県利根郡片品村、群馬県利根郡川場村、群馬県利根郡みなかみ町、群馬県利根郡昭和村の区域とする。

(事務所)

第4条 この組合は、主たる事務所を沼田市に置き、従たる事務所を次の各地に置く。

1 沼田市

- 2 みなかみ町
- 3 昭和村
- 4 片品村

(公告の方法)

- 第5条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示し、かつ、群馬県において発行する上毛新聞に掲載する方法によってこれをする。
- ② 前項の規定にかかわらず、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第3条第1項の規定による公告は、電子公告により行う。
- ③ 第1項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

(組合員に対する通知又は催告)

- 第6条 この組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその組合員の住所に、その組合員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあててこれをする。
- ② 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

第2章 事業

(事業)

- 第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。

- 1 組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導
- 2 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 3 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 4 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 5 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置
- 6 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設
- 7 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理
- 8 組合員の委託を受けて行う農地等の貸付けの方法による運用又は売渡しを目的とする信託の引受け
- 9 組合員の委託を受けて行う農業の経営の事業
- 10 この組合の地区内にある農地又は採草放牧地のうち、地域農業の維持のために、担い手が不足し、又は担い手が不足すると見込まれる農地等を利用して行う農業の経営
- 10の2 農地利用集積円滑化団体として研修等事業を行う場合における農業の経営
- 11 この組合の地区内にある農業用施設のうち、地域農業の維持のために、担い手が不足し、又は担い手が不足すると見込まれる農業用施設を利用して行う農業の経営
- 11の2 この組合の地区内にある農業用施設を利用して研修等事業を行う場合における農業の経営
- 12 組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売
- 13 農村工業に関する施設
- 14 共済に関する施設
- 14の2 共栄火災海上保険株式会社の業務の代理又は事務の代行
- 15 老人の福祉に関する施設
- 16 農村の生活及び文化の改善に関する施設（旅行に関するものを除く。）
- 17 旅行に関する施設
- 18 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 19 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等（農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。）の売渡し若しくは貸付け（住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）又は区画形質の変更の事業
- 20 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地の貸付け（その借入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地の貸付け又は当該施設の売渡し若しくは貸付けを含む。）の事業
- 21 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（その買入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）の事業
- 22 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項に規定する特定農地貸付け
- 23 手形の割引
- 24 内国為替取引
- 25 債務の保証
- 26 有価証券の貸付け
- 27 国債、地方債若しくは政府保証債（以下「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを

- 除く。) 又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- 28 金銭債権(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第1条に規定する証書をもって表示されるものを含む。)の取得又は譲渡(金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、金融商品取引法第2条第8項第1号から第6号まで及び第8号から第10号までに掲げる行為を行うことを含む。)
- 29 農林中央金庫その他信用事業規程に定める者の業務の代理
- 30 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 31 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 32 振替業
- 33 両替
- 34 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第10条の定めるところにより、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務
- 35 農業研修・実習生受入れ事業
- 36 職業紹介事業
- 37 貨物運送取扱い事業
- 38 貨物・旅客自動車運送事業
- 39 前各号の事業に付帯する事業
- ② この組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行う。
- 1 地方公共団体又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか若しくはその基本財産の額の過半を拠出している非営利法人に対する資金の貸付け
 - 2 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で、農業協同組合法施行令第4条に規定するものの貸付け(前号に掲げる者を除く。)
 - 3 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け
 - 4 国債等の売買その他の金融商品取引法第33条第2項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業(前項の規定により行う事業を除く。)

第8条 削除

(員外利用)

第9条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第38号までの事業(第18号の事業を除く。)及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができ。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法(以下「法」という。)第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、第23号、第25号及び第26号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、第7条第1項第14号の2の事業の組合員以外の者の利用については、農林水産省令で定める範囲とする。
- ③ この組合は、第1項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、組合員の生産する物資と併せて販売を行うことが適当であると認められる物資を生産する他の組合の組合員その他の農林水産省令で定める基準に適合する者に第7条第1項第12号の事業を利用させることができる。
- (事業規程等)

第10条 第7条第1項第2号、第3号及び第23号から第34号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。

- ② 第7条第1項第7号の事業のうち農地利用集積円滑化事業(農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。)の実施に当たっては、農地利用集積円滑化事業規程の定めるところによるものとする。
- ③ 第7条第1項第8号の事業の実施に当たっては、農地信託規程の定めるところによるものとする。
- ④ 第7条第1項第9号の事業の実施に当たっては、農業経営受託規程の定めるところによるものとする。
- ⑤ 第7条第1項第14号の事業の実施に当たっては、共済規程の定めるところによるものとする。
- ⑥ 第7条第1項第19号から第21号までの事業の実施に当たっては、宅地等供給事業実施規程の定めるところによるものとする。
- ⑦ 第7条第1項第22号の事業の実施に当たっては、特定農地貸付規程の定めるところによるものとする。

(子会社)

- 第11条 この組合の事業を行う上で必要な場合には、子会社(法第11条の2第2項に規定する子会社をいう。以下同じ。)を設けることができる。
- ② 前項の場合において、組合は、子会社管理規程の定めるところに従い、その適切な運営管理に努めるものとする。
- ③ 前項の子会社管理規程は、理事会の決議を経てこれを定める。

第3章 組合員

(組合員の資格)

第12条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。

② 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。

1 10アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの

2 1年のうち60日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの

3 農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が300人を超えるか、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。）であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの

③ 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。

1 この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用する事が適当であると認められるもの

2 この組合から第7条第1項第2号から第4号まで又は第12号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの

3 この組合から第7条第1項第4号、第10号又は第21号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けているこの組合の地区外に住所を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用する事が適当であると認められるもの

4 この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合

5 農業経営基盤強化促進法第23条第1項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体（その農用地利用改善事業の実施区域の全部又は一部がこの組合の地区内にある団体であって、前項第1号又は第2号に該当する正組合員（同項第1号に該当する正組合員にあっては、その住所がこの組合の地区内にある者に限る。）が主たる構成員となっているものに限る。以下「農用地利用改善事業実施団体」という。）であって、この組合の事業を利用する事が適当であると認められるもの（前項第3号及び前号に掲げる者を除く。）

6 農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する前項第1号又は第2号に掲げる者が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするもの、その他この組合又はこの組合の地区内に住所を有する同号に掲げる者が主たる構成員又は出資者となっている団体であって、この組合の事業を利用する事が適当であると認められるもの（前項第3号及び前2号に掲げるものを除く。）

④ 前2項の規定にかかわらず、別表各項の1に該当する者は、この組合の組合員となることができない。

（農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例）

第12条の2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによつて利用権を設定したことにより前条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者であつて、同項第3号又は同条第3項第4号若しくは第5号に該当する組合員である農用地利用改善事業実施団体の構成員であるもののうち、当該利用権の設定前に又は設定後遅延なくこの組合に申出をし、理事会において次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の確認を受けたものは、引き続きこの組合の正組合員とする。

1 その住所がこの組合の地区内にある者であること又はその住所が別に定める地区内にある者であつて、この組合の事業（農業に必要な事業に限る。）を利用する事が適当であると認められるものであること。

2 利用権を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること。

3 第12条第2項各号に該当する正組合員と協同してその農業の生産能率を高め、経済状態を改善し、社会的地位の向上に貢献すると認められる者であること。

（加入）

第13条 この組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。この場合においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 暴力団員等（別表第1項に規定する暴力団員等をいう。）及び別表第2項各号の1に該当しないことの表明並びに将来にわたっても該当しないことの確約

2 自ら又は第三者を利用して第19条第1項第3号から第8号までの1に該当する行為を行わないことの確約

② 前項の場合において、第12条第2項第3号及び同条第3項第4号から第6号までに該当する者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1 定款又はこれに代わるべき書類

2 加入についての総会の議事録の抄本等当該団体の加入の意思を証する書面

3 代表者の氏名及び住所を記載した書面

③ この組合は、第1項の申込書を受け取った場合において、その加入を承諾しようとするときは、書面をもつてその旨を加入申込みをした者に通知し、出資の払込みをさせるとともに組合員名簿に記載し、又は記録するものとする。

④ 加入申込みをした者は、前項の規定による出資の払込みをすることによって組合員となる。

⑤ 組合員になろうとする者が、組合員たる資格を有するかどうか明らかではないときは、理事会においてこれを決定する。

⑥ 出資口数を増加しようとする組合員については、第1項及び第3項の規定を準用する。ただし、第1項各号の表明及び確約並びに第2項各号に掲げる書類の提出は、これを必要としない。

(資格変動の申出)

第14条 組合員は、前条の規定により提出した書類の記載事項に変更があったとき又は組合員たる資格を失い若しくはその資格に変動があったときは、直ちにその旨を書面でこの組合に届け出なければならない。

(持分の譲渡)

第15条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡す事ができない。

② 組合員でない者が、持分を譲り受けようとするときは、第13条第1項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第3の出資の払込みをすることは必要とせず、同条第4項中「出資の払込み」とあるものは「通知」と読み替えるものとする。

(相続による加入)

第16条 組合員の相続人で、その組合員の死亡により、持分の払戻請求権の全部を取得した者が、相続終了後直ちにこの組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、その相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。ただし、相続開始後10ヶ月を経過しても相続が終了しない場合は、相続による加入手続きは適用しない。

② 前項の規定により加入の申込みをしようとするときは、当該持分の払戻請求権の全部を取得したことを証する書面を提出しなければならない。

(加入の承諾及び持分譲渡の承認の停止)

第17条 この組合は、前条の加入の場合を除き、総会の日の2週間前から総会の終了する時までの間は、加入の承諾及び持分譲渡をしないものとする。

(脱退)

第18条 組合員は、いつでも、その持分の全部を譲渡することによって脱退することができる。この場合において、その持分を譲り受ける者がないときは、当該組合員はこの組合に対しその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。

② 前項の規定に基づく請求があったときは、組合はその請求の日から60日を経過した日以後に到来する事業年度末においてその持分を譲り受けるものとする。この場合、その譲受けの価格は、第20条第1項の規定に従って算定した払い戻すべき持分相当額とする。

③ この組合が前項の規定により組合員の持分を譲り受ける場合には、第15条の規定は適用しない。

④ この組合は、第2項の規定に基づき組合員の持分を取得したときは、速やかに当該持分を他の組合員又は新たにこの組合に加入しようとする者に譲渡するものとする。この場合において、当該持分の譲渡を受ける者がないときは、この組合が当該持分を譲り受けた日から起算して2年を経過する日の属する事業年度末において当該持分にかかる出資額を減ずることにより、当該持分を消却するものとする。

⑤ 第20条第2項の規定は、第2項の場合に準用する。

⑥ 組合員は、第1項の規定による持分全部の譲渡によるほか、次の事由によって脱退する。

1 組合員たる資格の喪失

2 死亡又は解散

3 除名

(除名)

第19条 組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の日の10日前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

1 1年間この組合の事業を全く利用しないとき

2 第22条及び第23条の規定による出資の払込み及び第24条の規定による賦課金の納入その他この組合に対する義務の履行を怠ったとき

3 この組合の事業を妨げる行為をしたとき（第三者を利用したときを含む。以下本項各号において同じ）

4 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき

5 暴力的な要求行為をしたとき

6 法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき

7 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき

8 その他前各号に準ずる行為をしたとき

② 第13条第1項各号の表明又は確約に関する虚偽の申告をしたことが判明したとき。

③ 除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって、これをその組合員に通知しなければならない。

(持分の払い戻し)

第20条 第18条第6項各号の規定により組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額（その脱退した事業年度末時点の貸借対照表に計上された資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額）を限度として持分を払い戻すものとする。

② 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

(出資口数の減少)

第21条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他やむを得ない理由があるときは、理事会の承認を得てその出資の口数を減少することができる。

② 組合員が、その出資の口数を減少したときは、減少した口数に係る払込済出資金に対する持分額として前条第1項の例により算定した額を払い戻すものとする。

第4章 出資及び経費分担

(出資義務)

第22条 組合員は、出資1口以上を持たなければならない。ただし、3,000口を超えることができない。

(出資1口の金額及び払込方法)

第23条 出資1口金額は、金1,000円とし、全額一時払込みとする。

② 組合員は、前項の規定による出資の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

(経費の賦課)

第24条 この組合は、第7条第1項第1号、第6号、第7号（農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け又は交換の事業を除く。）及び第16号の事業並びにこれらの事業に附帯する事業に必要な経費に充てるために、組合員に経費を賦課することができる。

② 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

③ 第1項の賦課金の額、賦課方法、徴収時期及び徴収方法は、総会でこれを定める。

(賦課金の不変更)

第25条 この組合は、前条の賦課金について、組合員につきその賦課金額の算定の基準となった事項に変更があつても、既に賦課した金額は、これを変更しない。

(過怠金)

第26条 この組合は、組合員が出資払込み及び賦課金納付の義務をその期限までに履行しないときは、未払込金額又は未納金額につき年14.5パーセントの割合で、その期限の翌日から履行の日までの日数によって計算した金額を過怠金として徴収することができる。

第5章 役員

(役員の定数)

第27条 この組合に、役員として理事20人以上27人以内及び監事5人以上7人以内を置く。

② 理事のうち3人以上及び監事のうち1人以上は、常勤とする。

③ 理事のうち3人は、この組合の業務につき学識経験を有するものをもって充てることができる。

④ 前2項の理事及び監事は、この組合の業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

⑤ 監事のうち1人は、法第30条第14項に規定する者をもって充てるものとする。

⑥ 理事の定数の過半数は、この組合の第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員でなければならない。

⑦ 前項の規定の適用については、第12条の2の規定による正組合員である理事で、任期中に第12条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者は、その任期中は第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員である理事とみなす。

(役員の欠格事由)

第28条 次に掲げる者は、役員となることができない。

1 未成年者

2 法人

3 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

4 破産手続開始の決定を受け復権していない者

5 法第30条の4第1項第3号に定める者

6 法第30条の4第2項第2号に定める者

7 前2号に定める者以外の者にあって、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。

(役員の選任)

第29条 役員は、附属書役員選任規程の定めるところにより選任する。

(役員の改選請求)

第30条 正組合員は、正組合員の5分の1以上の連署をもって、その代表者から役員の改選を請求することができる。

② 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令、法

令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程、共済規程、農地信託規程若しくは宅地供給事業実施規程の違反を理由とする改選の請求は、この限りではない。

- ③ 第1項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してなければならない。
- ④ 第1項の規定による請求があったときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。
- ⑤ 第3項の規定による書面の提出があったときは、理事は、総会の7日前までに、その請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。
- ⑥ 第1項の規定による請求につき第4項の総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(代表理事)

第31条 組合を代表すべき理事は、理事会の決議により理事のうちから選任する。

(会長、組合長、専務及び常務理事)

第32条 理事のうち農業協同組合中央会又は農業協同組合連合会等の常勤役員となった者は、理事会の決議により会長に選任することができる。

- ② 理事のうち1人を組合長とし、理事会の決議により理事のうちから選任する。
- ③ 専務理事及び常務理事は、必要に応じ、理事会の決議により理事のうちから選任することができる。
- ④ 常務理事は、必要に応じ理事会の決議により、第27条第3項の理事のうちから選任することができる。
- ⑤ 組合長は、組合の業務を統括する。
- ⑥ 専務は、組合長を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い、組合長に事故あるときはその職務を代理する。
- ⑦ 常務理事は、組合長、専務を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い、組合長・専務に事故あるときはその職務を代理する。
- ⑧ 組合長は、代表理事でなければならない。

(監事の職務)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- ② 監事は、いつでも理事及び参事その他の使用人に対し事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況を調査することができる。
- ③ 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに、その事実を監事に報告しなければならない。
- ④ 監事は、その職務を行うために必要があるときは、子会社等（法第93条第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又は子会社等の業務及び財産の状況を調査することができる。
- ⑤ 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- ⑥ 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- ⑦ 第50条第4項の規定は、前項の請求した監事についてこれを準用する。
- ⑧ 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- ⑨ 監事は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する総会議案の内容を決定する。
- ⑩ 監事は、その職務を行うために必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。
- ⑪ 理事は、監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。
- ⑫ 監事は、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。
- ⑬ 監事は、理事が総会に提出しようとする議案及び書類又は電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- ⑭ 監事は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
- ⑮ 監査の実施その他監事に関する事項は、監事監査規程として監事がこれを作成し、理事会に報告するものとする。

(役員の責任)

第34条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、農地信託規程、宅地等供給事業実施規程、農業経営規程、農地利用集積円滑化事業規程、農業経営受託規程、特定農地貸付規程及び総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- ② 役員は、その職務上知り得た秘密を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。
- ③ 役員がその任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- ④ 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、その役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

⑤ 次の各号に掲げる者が、その各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者がその行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

1 理事 次に掲げる行為

イ 法第36条第1項又は第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

2 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

⑥ 役員が、前3項の規定により、この組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員もその損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(役員の任期)

第35条 役員の任期は、就任後3年以内に終了する最後の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。ただし、補欠選任並びに第30条及び法第95条第2項の規定による改選並びに法第96条の規定による決議の取消しによる選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

② 前項ただし書の規定による選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は、同項ただし書の規定にかかわらず、就任後3年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

③ 役員の数が、その定数を欠くこととなつた場合においては、任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。代表理事が欠けた場合についても同様とする。

(参考)

第36条 この組合に参考若干名を置くことができる。

② 参考は、理事会の決定により組合の名において行う権限を有する一切の業務を誠実に善良なる管理者の注意をもって行わなければならない。

第5章の2 会計監査人

(会計監査人の設置)

第36条の2 この組合は、会計監査人を設置する。

(会計監査人の選任)

第36条の3 会計監査人は、総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第36条の4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の通常総会において別段の決議がされなかつたときは、当該通常総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の権限等)

第36条の5 会計監査人は、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表及びこれらの附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、農林水産省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

② 会計監査人は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は理事及び参考その他の使用者に対し、会計に関する報告を求めることができる。

③ 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、子会社等に対して会計に関する報告を求め、又はこの組合若しくはその子会社等の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監事に対する報告)

第36条の6 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

(会計監査人の報酬等の決定)

第36条の7 理事は、会計監査人の報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意を得なければならない。

第6章 総 会

(総会の招集)

第37条 組合長は、理事会の決議を経て、毎事業年度1回5月又は6月に通常総会を招集する。

② 組合長は、次の場合に理事会の決議を経て臨時総会を招集する。

1 理事会が必要と認めたとき

2 正組合員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して招集を請求したとき

3 正組合員が、法第38条の規定により役員の改選を請求したとき

- ③ 理事会は、前項第2号又は第3号の請求があったときは、その請求があつた日から20日以内の日を会日として、総会を招集すべきことを決しなければならない。
- ④ 監事は、組合長若しくは組合長の職務を代理する者がないとき、又は第2項第2号若しくは第3号の請求があつた場合において組合長若しくは組合長の職務を代理する者が正当な理由がないのに総会招集の手続きをしないときは、総会を招集する。

(総会の招集手続)

第38条 総会を招集する場合には、理事会の決議により、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 1 総会の日時及び場所
 - 2 総会の目的である事項があるときは、その事項
 - 3 前2号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項
- ② 総会を招集するには、組合長は、その総会の日の10日前までに、正組合員に対して書面をもってその通知を発しなければならない。
- ③ 総会招集の通知に際しては、農林水産省令で定めるところにより、正組合員に対し、書面による議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下「総会参考書類」という。）及び正組合員が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。
- ④ 通常総会の招集の通知に際しては、正組合員に対し、法第36条第7項に規定する決算関係書類を提供しなければならない。
- ⑤ 第3項の総会参考書類に記載すべき事項又は第4項の決算関係書類に表示すべき事項にかかる情報のうち特定のものについては、農林水産省令で定めるところにより、書面による提供に代えて、インターネットを利用する方法で開示することにより、正組合員に対し提供することができる。

(総会の決議事項)

第39条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- 1 定款の変更
 - 2 規約、信用事業規程、共済規程、農地信託規程、宅地等供給事業実施規程、農業経営規程、農地利用集積円滑化事業規程、農業経営受託規程、特定農地貸付規程及び総會議事運営規程の設定、変更及び廃止
 - 3 第7条第1項第18号の団体協約の締結
 - 4 この組合の事業の運営に関する中長期計画の設定及び変更
 - 5 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
 - 6 理事及び監事の報酬
 - 7 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表及び事業報告
 - 8 解散、合併、法第70条第1項の規定による権利義務の承継（以下「包括承継」という。）及び新設分割
 - 9 事業の全部又は重要な一部の譲渡、信用事業（第7条第1項第2号及び第3号の事業（これらに附帯する事業を含む。）並びに同条第2項各号の事業をいう。以下同じ。）の全部又は一部の譲渡、共済事業（第7条第1項第14号の事業（これに附帯する事業を含む。）をいう。以下同じ。）の全部又は一部の譲渡及び共済契約の包括移転
 - 10 事業の全部又は重要な一部の譲受け、信用事業の全部又は一部の譲受け、共済事業の全部又は一部の譲受け及び共済契約の包括移転につき移転先となること
 - 11 共済契約に係る法第11条の52に規定する契約条件の変更
 - 12 農業協同組合連合会その他の団体の設立の発起人となり、又は設立準備会の議事に同意すること
 - 13 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫その他の団体への加入及びこれらの団体からの脱退
 - 14 この組合の事業を行うため必要がある場合において、会社の株式を取得し、又は法人若しくは団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫及び農業信用基金協会を除く）に対して出資若しくは出えんをすること
 - 15 法第35条の6第4項及び法第37条の3第2項の規定による責任の免除
 - 16 会計監査人の選任、解任（監事による解任を除く。）及び不再任
 - 17 この組合の行う農業経営の内容に関すること
 - 17の2 農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること
 - 18 組合員の除名
 - 19 前各号に定めるもののほか、総会において必要と認めた事項
- ② 共済規程の変更のうち、農林水産省令で定める軽微な事項等に係るものについては、前項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。
- ③ 法第37条の2第4項で準用する会社法第439条に定める要件に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、貸借対照表、損益計算書及び注記表については、総会の決議を経ることを要しない。この場合においては、組合長は総会にこれらの書類を提出し、その内容について報告しなければない。
- ④ 第1項第8号の合併のうち、合併によって消滅する組合（以下「消滅組合」という。）の正組合員の数が合併後存続する組合（以下「存続組合」という。）の正組合員数の5分の1を超えない場合であって、かつ、消滅組合の最終

貸借対照表の資産の額が存続組合の最終の貸借対照表の資産の額の5分の1を超えない場合における存続組合の合併は、第1項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。

- ⑤ 第1項第8号の新設分割のうち、新設分割によって設立する組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割をする組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1を超えない場合における新設分割は、第1項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。
- ⑥ 第1項第10号の信用事業の全部又は一部の譲受けのうち、その対価の額が最終の貸借対照表における純資産の額の5分の1を超えないときは、第1項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。
- ⑦ 前項の信用事業の全部又は一部の譲受けに伴って第1項第10号の共済事業の全部又は一部の譲受け及び共済契約の包括移転を行う場合は、第1項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。
- ⑧ 第1項第14号の株式の取得、出資又は出えんのうち、当該株式の取得、出資又は出えんの額が400万円以下である場合には、同項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。

(総会の報告事項)

第40条 次に掲げる事項は、総会にこれを報告しなければならない。

- 1 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下「信用事業再編強化法」という。）第3条の規定に基づく指導を受けた場合における当該指導に対する改善措置の内容
- 2 信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める基本方針の内容
- 3 総会で決議した事項の処理状況
- 4 前各号に定めるもののほか、総会において必要と認めた事項

(総会の定足数)

第41条 総会は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第12条第2項の規定による正組合員である場合でなければ議事を開き決議することができない。この場合において、第47条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

- ② 前項に規定する正組合員の出席がないときは、当該総会の日から20日以内の日を会日とする総会を再度招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、出席者の半数以上が第12条第2項の規定による正組合員である場合には、議事を開き決議することができる。

(緊急議案)

第42条 総会では、第38条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、第39条第1項第9号から第14号まで、第16号及び第45条に規定する事項並びに役員の選任（第30条及び法第95条第2項の規定による改選を除く。）を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。

(総会における役員の説明義務)

第43条 役員は、総会において、正組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次の各号に定める場合にあっては、この限りでない。

- 1 正組合員が説明を求めた事項が総会の目的である事項に関しないものである場合
- 2 その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合
- 3 正組合員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（その正組合員が総会の日より相当の期間前に説明を求める事項をこの組合に対して通知した場合及びその事項について役員が説明をするために必要な調査が著しく容易である場合を除く。）
- 4 正組合員が説明を求めた事項について説明をすることによりこの組合及びその他の者（その正組合員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- 5 正組合員がその総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求めた場合
- 6 前各号に掲げる場合のほか、正組合員が説明を求めた事項について説明をすることができないことにつき正当な事由がある場合

(総会の決議方法及び議長)

第44条 総会の議事は、出席した正組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- ② 議長は、総会において総会に出席した正組合員の中から正組合員がこれを選任する。
- ③ 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(総会の特別決議事項)

第45条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第12条第2項の規定による正組合員である場合において、その出席者の議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。

- 1 定款の変更
- 2 解散、合併、包括承継及び新設分割
- 3 組合員の除名
- 4 事業の全部の譲渡、信用事業の全部の譲渡、共済事業の全部の譲渡及び共済契約の包括移転であつて全部を移転するもの
- 5 法第35条の6第4項及び法第37条の3第2項の規定による責任の免除
- 6 この組合の行う農業経営の内容に関すること

- 6の2 農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること
7 農業の経営を行う法人に係る株式の取得出資又は出えんであって、当該法人の議決権の過半を占めることとなるもの
8 共済契約に係る法第11条の52に規定する契約条件の変更
(特別決議に関する特例)
第45条の2 次に掲げる決議は、第41条及び第45条の規定にかかわらず、出席した組合員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って、仮にすることができる。
① 39条第1項第11号の決議又はこれとともに行なう第45条第1項第1号、第2号若しくは第4号に掲げる事項に係る決議
② 農水産業協同組合貯金保険法第83条第1項の管理を命ずる処分があった場合における第45条第1号から4号までに掲げる事項に係る決議
③ 前項の規定により仮にした決議(以下この条において「仮決議」という。)があつた場合には、組合員に対し、当該仮決議の趣旨を通知し、当該仮決議の日から1月以内に再度の総会を招集しなければならない。
④ 前項の総会において第1項に規定する多数をもって仮決議を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議をした事項に係る決議があつたものとみなす。

- (総会の続行又は延期)
第46条 総会は、その決議によりこれを続行し、又は延期することができる。
② 前項の規定により続行され、又は延期された総会には、第38条の規定を適用しない。
(書面又は代理人による決議)
第47条 正組合員は、第38条の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。
② 前項の規定により書面をもって議決権を行おうとする正組合員は、あらかじめ通知のあった事項について、議決権行使書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総会の日時の直前の業務時間の終了時(理事会が別に定めたときはその日時)までにこの組合に提出しなければならない。
③ 第1項の規定により正組合員が議決権を行わせようとする代理人は、その組合員と同一世帯に属する成年者又はその他の正組合員でなければならない。
④ 代理人は、5人以上の組合員を代理することができない。
⑤ 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

- (准組合員の意見の陳述)
第48条 准組合員は、総会において議長の許可を得て意見を述べることができる。
(総会の議事録)
第49条 総会の議事については、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
1 開催の日時及び場所
2 議事の経過の要領及びその結果
3 出席した理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
4 議長の氏名
5 議事録を作成した理事の氏名
6 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

第6章の2 総代会

- (総代会)
第49条の2 この組合は、総会に代わるべき総代会を設けるものとする。
② 総代は、正組合員でなければならず、かつ、その半数以上は第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員でなければならない。
③ 前項の規定の適用については、第12条の2の規定による正組合員である総代で、任期中に第12条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者は、その任期中は第12条第2項第1号又は第2号に該当する者とみなす。
④ 総代の定数は、565人とする。
⑤ 総代は、附属書総代選挙規程の定めるところにより、正組合員がこれを選挙する。
(総代の任期)
第49条の3 総代の任期は、3年とし、前任者の任期満了日の翌日から起算する。ただし、補欠選挙及び法第96条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。
② 前項ただし書の規定による選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、同項ただし書の規定にかかわらず3年とし、就任の日から起算する。
(議決権等)
第49条の4 総代は、各々1個の議決権を有する。
② 総代会には、総会に関する規定を準用する。この場合において、第47条第3項中「その組合員と同一世帯に

属する成年者又はその他の正組合員」とあるのは「他の正組合員」と、同条第4項中「5人」とあるのは「2人」と読み替えるものとする。

- ③ 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙をすることができない。
- ④ 総代会において組合の解散、非出資組合への移行に関する定款の変更、合併、包括承継又は新設分割の決議があつたときは、理事は当該決議の日から10日以内に、正組合員に当該決議の内容を通知しなければならない。
- ⑤ 総代でない正組合員及び准組合員は、総代会において議長の許可を得て意見を述べることができる。

第7章 理事会

(理事会の招集者)

第50条 理事会は、組合長が招集する。

- ② 組合長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い、他の理事が招集する。
- ③ 理事は、必要があると認めるときはいつでも、組合長に対し、会議の目的である事項を記載した書面を提出して、理事会の招集を請求することができる。
- ④ 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、その請求の日より2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられないときは、自ら理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第51条 理事会の招集は、その理事会の日の3日前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の決議事項)

第52条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。

- 1 業務を執行するための方針に関する事項
 - 1の2 業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項
 - 2 総会の招集及び総会に付議すべき事項
 - 3 役員の選任及び総代の選挙に関する事項
 - 4 参事の任免に関する事項
 - 5 職制規程に定める一定額以上の固定資産の取得又は処分に関する事項
 - 6 職制規程の定める一定額以上のリース取引による固定資産の賃借に関する事項
 - 7 借入金の最高限度
 - 8 余裕金の運用の方針及び運用方法並びに余裕金運用規程の設定、変更及び廃止に関する事項
 - 9 職制規程に定める一定額超の信用の供与等（法第11条の8第1項に規定する信用の供与等（第14号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）の決定に関する事項
 - 10 組合員に対する信用の供与等の最高限度額及び組合員に対する貸付金の利率の最高限度
 - 11 組合員以外の者1人に対する信用の供与等の最高限度額及び組合員以外の者に対する貸付金の利率の最高限度
 - 12 同一人（当該同一人と特殊の関係のある者（法第11条の8第1項に規定する者をいう。）を含む。）に対する信用の供与等の最高限度額
 - 13 不良債権（農業協同組合法施行規則204条第1項第1号ホ（2）に定める破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権並びにこれらに類する貸出金以外の債権をいう。）の処理の方針に関する事項
 - 14 この組合の事業を行うために必要な株式の取得、出資又は出えん及び当該株式の処分、出資の全部又は一部の払い戻し（総会が決定する事項を除く。）
 - 15 子会社管理規程の設定、変更及び廃止
 - 16 第39条第2項に規定する共済規程の変更
 - 17 行政庁に提出する業務報告書及び連結業務報告書
 - 18 法第54条の3の規定に基づくこの組合の業務及び財産の状況に関する説明書類並びにこの組合及び子会社等につき連結して記載した業務及び財産の状況に関する説明書類
 - 19 行政庁による検査及び監事による監査の結果に関する事項
 - 20 信用事業再編強化法第3条の規定に基づく指導を受けた場合における当該指導に対する改善措置
 - 21 第39条第4項の規定に該当する合併
 - 22 第39条第5項の規定に該当する新設分割
 - 23 第39条第6項の規定に該当する信用事業の全部又は一部の譲受け
 - 24 第39条第7項の規定に該当する共済事業の全部又は一部の譲受け及び共済契約の包括移転につき移転先となること。
 - 25 前各号に定めるもののほか理事会において必要と認めた事項
- ② 理事は、前項第16号の共済規程の変更を決議したときは、その内容をこの組合の掲示場に掲示するほか、組合員に対する通知その他の方法により組合員に周知徹底するものとする。

③ 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

1 自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。

2 この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

④ 理事は、前項各号の取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事会の報告事項)

第53条 組合長は、次に掲げる事項を定期的に理事会に報告しなければならない。

1 組合員の加入及び脱退の状況

2 取扱高その他この組合の事業の実施状況

3 余裕金の運用状況

4 内部統制（コンプライアンス・プログラムを含む。）及びリスク管理に係る取組状況

5 子会社の経営状況

6 理事会の決議事項の処理状況

7 内部監査の結果

8 信用事業再編強化法第5条の規定に基づく報告又は資料の提出に関する事項

9 前各号に定めるもののほか理事会において必要と認めた事項

(理事会の決議方法及び議長)

第54条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数でこれを決する。

② 前項の議事の特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

③ 前項の規定により議決に加わることができない理事の数は、第1項の理事の数にこれを算入しない。

④ 組合長は、理事会の議長となる。

⑤ 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印するものとする。

⑥ 前項の議事録を電磁的記録により作成する場合には、署名又は記名押印に代わる措置として電子署名を行うものとする。

⑦ 理事会の議事録には次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

1 開催の日時及び場所

2 議事の経過の要領及び結果（議案別の決議の結果については、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名を含む。）

3 理事会に出席した理事及び監事の氏名

4 理事会の議長の氏名

5 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

第8章 会計

(事業年度)

第55条 この組合の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(会計区分)

第56条 この組合は、信用事業に係る会計及び共済事業に係る会計をそれぞれ他の事業に係る会計と区分して経理するものとする。

② 第7条第1項第8号及び第9号の事業並びに第19号から第21号までの事業については、それぞれ他の事業と区分して経理するものとする。

(余裕金の運用)

第57条 この組合の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを運用することができない。

1 農林中央金庫、銀行、信用金庫、労働金庫又は信用協同組合への預け金

2 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は農林中央金庫その他の金融機関の発行する債券の取得

3 特別の法律により設立された法人の発行する債券（前号に掲げる債権を除く。）の取得

4 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託（運用方法の特定したもの）の取得

5 証券投資信託（主務大臣の指定するものに限る。）又は貸付信託の受益証券の取得

6 金銭債権（主務大臣の指定するものに限る。）の取得

7 短期社債等の取得

② この組合は、前項2号若しくは第3号に規定する債券又は同項第5号に規定する受益証券の信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託をすることができる。

③ この組合が第1項第3号から第7号までに掲げる方法により運用する余裕金の総額は、この組合の受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の100分の15に相当する金額を超えてはならない。

④ この組合が第1項第1号の規定により農林中央金庫への預け金に運用する総額は、この組合の受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の2分の1を下ってはならない。

⑤ 前各項に定めるもののほか、この組合の余裕金の運用は、余裕金運用規程の定めるところによるものとする。

(剩余金の処分)

第58条 剰余金は、利益準備金、資本準備金、第61条の規定による繰越金、任意積立金、配当金及び次期繰越金としてこれを処分する。

(利益準備金)

第59条 この組合は、出資総額の2倍に相当する金額に達するまで、毎事業年度の剰余金（繰越損失金のある場合には、これにてん補した後の残額。第61条、第62条及び第63条第2項において同じ。）の5分の1に相当する金額以上の金額を利益準備金として積み立てるものとする。

(資本準備金)

第60条 減資差益及び合併差益は、資本準備金として積み立てなければならない。ただし、合併差益のうち合併により消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併直前において留保していた利益の額については資本準備金に繰入れないことができる。

(教育情報繰越金)

第61条 この組合は、第7条第1項第1号及び第15号の事業の費用に充てるため毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する金額以上の金額を翌事業年度に繰り越すものとする。

(任意積立金)

第62条 この組合は、毎事業年度の剰余金から第59条の規定により利益準備金として積み立てる金額及び前条の規定により繰り越す金額を控除し、なお残余があるときは、任意積立金として積み立てることができる。

② 任意積立金は、損失金のてん補又はこの組合の事業の改善発達のための支出その他の総会の決議により定めた支出に充てるものとする。

(配当)

第63条 この組合の剰余金の処分に当たっては、経営の健全性の確保や事業の成長発展を図るための投資に資する内部留保を優先するものとし、組合員に対して剰余金の配当を行う場合には、次項から第5項までに定めるところによる。

② 組合員のこの組合の事業の利用分量に応じてする配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において当該事業年度において取り扱った物の数量、価額その他事業の分量を参照して組合員の事業の利用分量に応じてこれを計算する。

③ この組合の出資額に応じてする配当は、毎事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じてこれを計算する。

④ 前2項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について行うものとする。

⑤ 配当金の計算上生じた1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(配当金等の出資払込みへの充当)

第64条 出資の払込みを終わらない組合員に対する払込済出資額に応じて配当する剰余金はその払込みに充てることができる。

(損失金の処理)

第65条 この組合は、事業年度末に損失金がある場合には、任意積立金、利益準備金、資本準備金及び再評価積立金の順に取り崩して、そのてん補に充てるものとする。

第9章 雜 則

(残余財産の分配)

第66条 この組合の解散のときにおける残余財産の分配の方法は、総会においてこれを定める。

② 持分を算定するにあたり、計算の基礎となる金額で1円未満のものは、これを切り捨てるものとする。

(規約)

第67条 次の事項は、定款で定めるものを除いて規約でこれを定める。

- 1 総会及び理事会に関する規定
- 2 業務の執行及び会計に関する規定
- 3 組合員に関する規定
- 4 役員に関する規定
- 5 職員に関する規定
- 6 前各号に定めるもののほか定款の実施に関して必要な規定

附 則

1. この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。

農地保有合理化事業に係る規定の変更は、第39条の規定の変更を除き、市町村から農地利用集積円滑化事業規程の承認を受けた日から効力を生じることとする。

2. 前項の規定にかかわらず、変更前の第39条第1項第13号、第40条第1項、第52条第1項第19号及び同項第20号については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条

- に基づく存続中央会の会員である間は、なお従前の例による。
3. 第1項の規定にかかわらず、会計監査人に関する規定については、平成31年3月1日以降最初に招集する通常総代会の日から適用し、同日までの間は、なお従前の例による。

別 表

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
- ② 次の各号の1に該当する者
- 1 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 2 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 3 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 4 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 5 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

令和元年(ワ)第412号 慶謝料請求事件

直送済

原告 今井 豊

被告 利根沼田農業協同組合

準備書面(2)

令和元年12月17日

前橋地方裁判所民事第2部F係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 高橋伸二

(担当) 弁護士 原田英明

(担当) 弁護士 福島翔也



第1 原告HII準備書面(1)第1第2項(1)に対する認否・反論

1 第1段落は否認する。

原告は、平成27年11月30日に脱退申請書〔乙2〕を提出し、60日後以降の年度末である平成28年2月末日〔乙1(第55条)〕をもって被告組合に持ち分を譲渡し、被告組合を脱退している〔乙1(第18条第1項、第2項)〕。

このように、原告が平成28年2月に「約5万株を処分」(何を指しているのか明らかではないが、出資持分のことを株式のように表記しているものと理解した。その場合、そもそも原告の出資口数は281口であり、5万といった数字は出てこない。)するよりも前に、原告は脱退の意思を明らかにしており、原告が主張するような事実はない。

また、時系列的な不整合は措くとしても、原告と「トミザワ所長」との間で原告のやりとりが行われたかについては、相当昔のことであり憶えていない。

さらに言えば、問題のない限りにおいて員外利用も可能であるため、仮に説明があったとしても誤った説明ではない。実際に、原告は本件が生じるまでの間、員外利用として被告組合の事業を利用していた。

2 第2段落及び第3段落は否認ないし争う。

「何らかの既得権」では原告の被侵害利益の説明足りえない。

第2 被告の主張

1 被告組合の加入手続について [乙3]

被告組合が組合に加入しようとする者に対して配布している資料が「JA利根沼田組合員加入のご案内」[乙3]である。簡単な組合員になるための手続が記載されているところ、これを定款に沿って説明すると以下の通りとなる。

(1) 被告組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書[乙4]を提出しなければならない [乙1 (第13条第1項)]。

また、この際、自ら又は第三者を利用して被告定款第19条第1項第3号から第8号までの1に該当する行為を行わないこととの確約も加入申込書に記載が必要となる [乙1 (第13条第1項第2号)]。

(2) そして、被告組合は、加入申込書を受領した場合、その加入を承諾しようとするときは、書面をもってその旨の加入申込みをした者に通知し、出資の払込みをさせるとともに組合員名簿に記載し、又は記録する [乙1 (第13条第3項)]。

(3) その後、加入しようとする者の出資の払込みがあることで、その者は組合員となる [乙1 (第13条第4項)]。

もっとも、実務上、加入申込書と出資金の持参は同時になされていた。

2 原告の被告組合加入拒否について

(1) 原告は、令和元年9月19日、被告組合所定の加入申込書を被告に持参したところ、被告は令和元年9月30日、書面によってこれを拒否した(甲6)。

(2) 農業協同組合においては、加入の自由が協同組合原則として認められているところ、一切の加入を許容するのではなく、「正当な理由」がある場合には加入を拒否することを認めている（農業協同組合法第19条）。

そして、「正当な理由」とは、その組合員となろうとする者が、農業協同組合法第21条2項に基づいて当該組合の定款に定められた除名事由に該当する行為を現にしているか、もしくはすることが客観的にみて明らかであること、また、組合員を除名された者でその除名事由がいまだ解消していないことを指す。

(3) 本件において、被告は、原告の提起した御府平成31年(ワ)第118号、同令和元年(ワ)第412号（以下「本件各訴訟」という。）における原告の主張のいずれについても、何ら理由のない不当なものであり、被告に対して「法的な責任を超えた不当な要求行為をした」〔乙1（第19条第1項第6号）〕、あるいはそれに準ずる行為である〔乙1（第19条第1項第8号）〕ものと判断した。原告の主張に理由がないことは、令和元年12月10日に出された御府平成31年(ワ)第118号の判決のとおりであり〔乙5〕、そもそもしない被告らによる価格操作の主張をしたうえで、3000万円もの損害賠償請求を求める原告の態度は、不当要求といって何ら差支えのないものである。

したがって、原告は被告組合の定款に定められた除名事由に該当する行為を現にしているものである。また、原告の本件各訴訟の訴訟進行態度からすれば、今後原告が自身の気に入らない金額で農作物が売却された場合や、原告の意に沿わない対応を被告組合が業務として行った場合等に、同様の行為を繰り返すことが客観的に明らかである。

(4) そのため、被告において原告の被告組合に対する加入申込を拒否したことは、「正当な理由」のあるものである。

以上

令和元年(ワ)第412号 慶謝料請求事件

直送済

原告 今井 豊

被告 利根沼田農業協同組合

準備書面(3)

令和2年4月1日

前橋地方裁判所民事第2部F係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 高橋伸二



(担当) 弁護士 原田英明



(担当) 弁護士 福島翔也

第1 独占禁止法違反の主張について

1 取引の拒絶について

一般に、事業者は、取引先を選択する自由を有しているから、事業者が価格、品質、サービス等の要因を考慮して独自の判断によって他の事業者との取引を拒絶した場合には、これによって、たとえ相手方の事業活動が困難となるおそれが生じたとしても、それのみでは直ちに公正な競争を阻害するおそれがあるということはできないから、不当な取引拒絶には該当しないというべきである。もっとも、例えば、市場における有力な事業者が競争者を市場から排除するなどの独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として取引拒絶を行い、このため、相手方の事業活動が困難となるおそれが生じたというような場合には、このような取引拒絶行為は、もはや取引先選択権の正当な行使であると評価することはできないから、公正な競争を阻害するおそれがあるものとし

指定2項に該当するというべきである（東京地判平成23年7月28日判時2143号128頁など）。

本件では、被告の取引拒絶は、原告が別訴事件においてズッキーニの共同販売に関して不当な請求を被告に対して行っていたことから、ナスの共同販売を被告が引き受けることで、今後原告から同様の不当請求をされ、被告の業務に支障を来すことを回避することが目的であるから、独禁法上不当な目的を達成する手段として取引拒絶をしたわけではない。

また、原告はナスを他に販売することも可能であり、実際に道の駅に出荷することもできたのだから、被告の取引拒絶によって原告の事業活動が困難となるおそれがあつたわけでもない。

したがって、公正競争阻害性がないことは明らかであるから、取引拒絶として違法であるという原告の主張には理由がない。

2 被告への再加入の申込みの拒絶について

再加入の申込みの拒絶についても、独占禁止法上違法とされる取引拒絶にあたるかどうかの判断基準は、第1の1と同様である。

そして、本件では、被告の取引拒絶は、原告が別訴事件においてズッキーニの共同販売に関して不当な請求を被告に対して行っていたことから、原告が組合員となった場合に同様の不当請求等をされ、被告の業務に支障を来すことを回避することが目的であるから、独禁法上不当な目的を達成する手段として取引拒絶をしたわけではない。

また、原告は被告組合員とならなくても、他の団体に加入することは自由であるし、事業を行うことはできるのであるから、被告の取引拒絶によって原告の事業活動が困難となるおそれがあつたわけでもない。

したがって、公正競争阻害性がないことは明らかであるから、取引拒絶として違法であるという原告の主張には理由がない。このことは、既述のとおり、被告には原告の加入申込を拒否することにつき「正当な理由」（農業協同組合法

第19条) があることからも明らかである。

なお、被告は書面において正当な主張をしているにすぎず、原告の財産、生命への脅迫の害意を表示して脅迫していない。

第2 定款開示要求の無視について

被告は本訴訟手続きにおいて被告の定款を開示しており、原告の要求に応じているため、違法性はない。

第3 原告に対する虚偽の回答について

被告の認識を回答したのみであり、違法性はない。

第4 被告における員外利用の契約関係及びその実態

被告において販売事業を行う際、組合員資格の有無を都度確認することはしていない。

もっとも、本件において被告が原告との取引を拒否した理由は、組合員資格がないことではなく、原告の不当請求にある。員外利用の主張は、事後的な法的主張であり、被告における販売事業の取り扱いが都度確認するものでなかつたとしても結論に影響を及ぼさない。

以 上